

投資信託目論見書補完書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面および投資信託目論見書の内容をよくお読みください。

手数料等諸経費について

- ・投資信託に係る諸経費の詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。
- ・投資信託を購入または解約するにあたっては、購入時または解約時に手数料等（販売手数料等）をご負担いただくことがあります。
- ・購入時または解約時の手数料は、同一の投資信託であっても購入または解約する口数（または金額）および保有期間等によって異なる場合があります。
- ・外貨建て投資信託の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

投資信託のお取引は、クーリング・オフの対象となりません。

- ・投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法の第28条の第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座または外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部または一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金または有価証券をお預けいただきます。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送または電磁的方法による場合を含みます。）。

当ファンドの販売会社の概要

商号等	十六TT証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第188号
本店所在地	〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町七丁目12番地
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	30億円（令和元年6月3日現在）
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成30年4月24日
連絡先	お取引のある本支店等にご連絡ください。

以上

